

地域商店街出店促進事業 各奨励金の対象経費について

1. 出店奨励金・1年目継続奨励金・2年目継続奨励金

対象経費は以下の5種

- ①広告宣伝費
- ②イベント費
- ③店舗装飾費
- ④消耗品費
- ⑤店舗借上料

2. 各対象経費の例示

①広告宣伝費

- ・ホームページ開設費
- ・チラシ印刷費
- ・雑誌掲載費 等

②イベント費

- ・キャンペーン企画費
- ・顧客アンケート印刷費 等

③店舗装飾費（出店者自身で購入もしくは製作する簡易なものを対象とし、建物と一体となって実施する内外装工事は対象としない。）

- ・看板
- ・テーブル、椅子
- ・棚、カウンター
- ・室内器具、装飾品類（表示、ステッカー、カーテン、網戸、照明、傘立て等）
- ・厨房用具類（フライパン、皿、盆等）

※店舗装飾費で対象とならないもの

- ・一般的な内外装工事（外壁改修、電気設備、給排水等建物と一体となった設備）
- ・機械類（レジ、電子レンジ、ガスコンロ、冷暖房 等）
- ・備品類（パソコン、電話機、FAX, 空気清浄機 等）

④消耗品費

レジロール紙、おしぼり、割りばし等、店舗運営に必要なものかつ当該店舗のみで使用されるものに限る。

⑤店舗借上料

店舗借上げに係る賃料（消費税含む、共益費等含まず）を対象とする。ただし、住宅や事務所等と併用する店舗の場合は、店舗部分のみ対象となる。